

研究助成審査規程

1. 日本シティズンシップ教育学会研究助成規程に定める研究助成（以下、本助成）の審査に関する事項は、この規程の定めるところによる。
 - (2)この規程に定めるもののほか、本助成の審査のため必要な手続きその他の事項は、研究委員会が定める。
2. 本助成の採否は、研究委員会が審査する。
3. 本助成の審査は、以下の基準による。
 - (1)単年度の研究で一定の成果が期待できるもの。
 - (2)研究課題の究明が、広くシティズンシップ教育実践・研究の課題となっているもの。
 - (3)シティズンシップ教育実践・研究の発展に寄与することが展望できるもの。
 - (4)複数の研究領域を有するメンバーで構成されていること。
4. この規程の改廃は、理事会の議決による。

付記

1. この規程は、2025年5月10日より施行する。